

大歌と大歌所

高橋六二

序

鎮魂をその本質として、呪言から歌が発生してきたといふ学説はもはや動かし得まい。しかも歌には、その成立上からみると、宮廷固有のものと、地方から献上されたものとがあるといふ。これを△うた▽と△ふり▽、また△大歌▽と△くにぶり歌▽、あるいは△大歌▽と△小歌▽などと呼称する。小論は、この「大歌」といふ語の由来を考察し、この大歌を管掌した「大歌所」の成立時期を探究してみようとするものである。

一 「大歌」といふ呼称の由来

まづ「大歌」についての諸説を展望してみよう。

大歌と言ふ名は、民謡・童謡を小歌コウタと称したのに対した官家の歌、即、宮廷詩といふことになる。形式の長短に關係なく、公私の区別を大・小で示したものに過ぎぬ。其と共に外国音樂（朝鮮・支那・印度）を雅樂といふのに対する名ともなつて居た。両方ともに、舞を持つて居るが、雅樂は器楽が主で、大歌は声楽が大部分である。（折口信夫先生「万葉集のなりたち」・全集1）

大歌は公朝オホヤケに用ゐる給ふを云、おほやけならず世に専らうたふを小歌と云、おほやけにもちるさせ給へば大歌といひ、御歌ともいへど、御みづからによみませしにあらず、又うたふには、更に撰びてうたひ、其曲調をも作れることありとぞ。

大歌と大歌所

（賀茂真淵『古今和歌集打聽』二〇）

大嘗祭・新嘗祭・踏歌節会等には特に風調雅正のものを用ひて之を大歌と称し、和琴に合せて謡ふのが例であつた。（略）大歌に対して小歌といふがあつた。五節帳台の試に謡ふことになつてゐた（江家次第）が歌詞や曲節の上の差異は更に伝へない。恐らくは大歌は古風の曲節で謡ひ、小歌は当代の曲節で謡つたもので、共に形は短歌であつたと考へる。

（高野辰之博士『日本歌謡史』）

があり、「ふり」とい、「うた」というが、一括してそれを小歌という。つまり大歌とは、小歌に對して大歌なのである。もう少しつつこんでいえば、大歌・小歌の大・小は、それが出るところの家を称する語である。一つの村・國の大本になる家が大宅^{おおやけ}で、その下に付属する家が小宅^{こやけ}である。結局、大歌・小歌は、大宅歌・小宅歌ということになる。(折口信夫先生「大歌の考察」・全集ノート編2)

歌謡の種類分の中に、芸謡^{芸ストリード}と民謡^{民スクリスト}との二つに分ける事がある。これは、主として音楽上の性質からの分類であるが、これは歌詞の上から云つても、此の二つの分類に相当する特色を有するものがあると考へ事ができる。(略) 上古では大歌、小歌といふ名称でもつて現されてゐる。此の大歌といふ語も亦、宮廷的な、貴族的な、雅正な歌の事であり、つまり、大歌と小歌との相違は詩経の雅と風との差に同じい。雅は大歌であり、風は小歌であるといふ事もできる。さうして、大歌は芸謡的な性質を持つものであり、風俗は即ち民謡であり、小歌がこれに當る。

(藤田徳太郎氏『日本歌謡の研究』所収「歌謡より観たる万葉集」)

真淵の解説は『古今和歌集』卷第二十「大歌所御歌」についてなされたものである。ここにすでに「大歌」と「小歌」との対比が見られる。高野・折口・藤田の三氏の解が細部の説き方をやや異にしてゐても、この両者の処遇態度は真淵と同じである。そしていはゆる通説は両者を対的に呼び、「大歌」は宮廷で謡はれる典雅な歌、「小歌」は民間での俗謡とする。もつとも、近時、志田延義博士(『日本歌謡史』)及び『続日本歌謡史』・浅野建二博士(『日本歌謡の研究』)によつて、主として「小歌」についての研究から異見も出されてゐる。たとへば、浅野氏は、大歌・小歌の大・小は便宜的な職掌上の称呼であつて、単にその組織や性の相違を示すものと見て、大歌は大歌所で扱ふ奏樂一般をさし、小歌は大歌に相和す女官の職掌名とする。注目に値する説である。しかしながら、現存資料からすると、この二語は呼称時期を異にして成立したもののがやうである。

「大歌」といふ語の初見は桓武天皇の天応元年(781)である。『続日本紀』十一月十五日の条に、

宴^ニ五位已上、奏^ニ雅樂寮樂及大歌於庭」。

とある。また、「小歌」といふ語の初見は、『琴歌譜』の「長埴安扶理」「七日阿遊庵扶理」といふ歌曲の間に、

自余小歌同^ニ十一月節」

とあるものがそれである。しかし『琴歌譜』の成立年代は今日まだ不明である。奥書に「件書希有也。仍自^ニ大歌師前丹波掾多安樹^ニ手伝写。天元四年十月廿一日」とあつて、天元四年は西暦九八一年。内容・使用文字からだいたい平安朝初期のものと考へられてゐて、これに従へば、「大歌」の場合よりは約二〇〇年後に初めて記録に残つたことになる。

さらに「大歌」「小歌」が同時に記録に現はれてくるのは、『西宮記』卷六「丑日、於常寧殿試五節事」

大歌候^ニ同殿東仮庇^一

大哥小哥発レ音

のごとくである。『江家次第』『雲岡抄』にも類似の記載がある。すなはち朝廷の公事・儀式をしるした有職書の、しかも悉くが十一月の五節に関する記事にだけ出てくるのである。『西宮記』は村上天皇のころの公事を述べたものといふから十世紀半ば、『江家次第』『雲岡抄』の成立は十二世紀初めである。以上の初見記録からするかぎり「大歌」と「小歌」の呼称は同時にできたのではなく、約一五〇年から二〇〇年の差異をもつて別々になされたと考へられる。この二語が相対比して称されるやうになるのは、たぶん十世紀まで待たねばならなかつたのであるまいか。さうであるならば、この並称は「大歌」史の展開上では二期に位置することになる。

しかば「大歌」史の第一期とはどうであつたのか。前引の「大歌」初見記事には、

雅楽寮樂及大歌

とある。「大歌」が「雅楽寮樂」と相対する語として挙げられてゐる、これは重要視されねばなるまい。端的にいふと、「大歌」は、本来、「雅樂」（外国音樂）に対する語として用ゐられ始めたと推測できるのである。もつとも折口信夫先生はすでにこの点に言及されてゐる。前掲引用文に「其と共に外國音樂（朝鮮・支那・印度）を雅樂といふに對する名ともなつて居た。」とある部分である。燐眼恐るべきものである。ただ「其と共に」「とも」などの用語からすると、先生の御見解は「大

歌」「小歌」並称の面に重点が置かれてゐると理解される。私見は、むしろ、器樂である「雅樂」に対して声樂である「大歌」と対比した時代のはうを古いと見て、これを「大歌」史の第一期と考へるものである。

雅樂寮は『和名抄』に「宇多末比乃豆加佐」とある。三宅帶刀編『官職備考』は、

孝德帝大化五年二月ニ、始メテ雅樂寮ヲ置キテ、男女ノ美音ナル者ヲ採ビテ、音樂ノ曲節ヲ学バシム、凡ソ神樂ノ催馬樂、青海波、還城樂、太平樂、其ノ外胡樂ニテ、新鞞韁、採桑老ノ類、和漢數百ノ音楽、並ビニ金石、絲竹、匏土、革木、五音、六律ノ事、尽ク此ノ寮ノ所司ナリ

とするす。雅樂寮設置を大化五年（649）二月とするが、これは孝德紀の同年月の条の、

詔博士高向玄理与采僧旻、置八省百官。

に基くものか。恐らく雅樂寮が治部省に屬し、治部省が八省の一つであつたことからの立論であらう。八省は早くとも朱鳥元年以前に整つてゐたとはみられない（日本古典大系本『日本書紀』頭注）から、この説には従へない。文武紀・大宝元年（701）秋七月二十七日の条に、

太政官处分、（略）画工及主計主税等下師雅樂諸師如レ此之類、准官

判任。

とあり、続いて八月三日の条に、

撰ニ定律令、於レ是始成。

とある。いはゆる大宝律令の完成である。そして『令義解』に、

雅楽寮

頭一人。掌下文武雅曲正舞，謂、无千戈者曰文、雜樂，謂、雅曲正舞。男女，樂人音声人名帳，謂。樂人音声人、男女相雜、既非二色。故先称男女以被之。試練曲課一曲度，各限。試其成功也。事上。助一人。大允一人。少允一人。大属一人。少属一人。歌師四人。三内掌教歌人歌女。師二人掌临时取有二聲音。堪供奉者上教甲之。歌人卅人。歌女一百人。舞師四人。掌教雜舞。舞生百人。掌習雜舞。笛師二人。笛生六人。掌教雜笛。笛工八人。謂、供此間樂而吹笛者，其唐國以下諸唐樂師十二人。掌教雜笛。樂生六十人。掌習樂。余樂生准此。樂生。高麗百濟新羅樂師准此。腰鼓師二人。使部廿人。直丁二人。樂戶。

とあつて、その構成・職務が規定されてゐる。一方、『令集解』を見る
と人數に異同があり、説き方も多少の相違がある。それはともあれ、文
武紀の記事から見て、雅楽寮の公式設立は文武天皇の大宝令によるところ
でよい。なほまた、大同四年（809）三月二十一日、弘仁十年（820）十二
月二十一日の太政官符には「定雅樂寮雜樂師事」「定雅樂諸師數事」が
あつて、その後の制度にやや変化が見られる。

さて、雅楽寮の總員数（樂戸を除く）四二九人（『令集解』は歌人を四

十人とするから四三九人）のうち、和楽に二五四人（または二六四人）、
唐樂に七二人、三韓樂に七二人、吳樂に三人が携はつてゐることがわ
かる。日本音楽部と外国音楽部との比率を見ると、六対四となる。かうい
ふ構成をもつに至つた背景には諸種の事由があつたらうが、まづ内外の
樂が相和して隆盛を極めてゐたと推測できる。ところで、歌師・歌人・
歌女の教習するものは日本古來の歌——これが大歌であつたらう。『令
集解』には歌師四人中、「二人大歌」と細註が付してある。この大歌と
ともに舞を管掌するのが、寮中の日本音楽部であつたらう。これに外國
音楽部を合はせて、文武の雅曲正舞及び雜樂を伝習し、節会・行幸・諸
祭・糺貧・仏会・大饗・饗宴等の公儀に供奉した（『延喜式』卷二十二）
のが雅楽寮であつた。

先に、「大歌」に対比すべきは「雅樂」であるとした。これは今補正
してより明確なる呼称を提示しなければなるまい。そこで『職原抄』を
繙いてみると、

雅樂寮
カカクレウ
ウタマイ
唐名大樂

とある。雅樂寮は唐の大樂に相当するといふ註記である。「大樂」は「太
樂」「太樂署」とも言ひ、漢以降の音樂上の制度名である。歴代に変遷
があり、唐代では、音樂を教へ、樂人の簿籍を掌る役所であつた。『唐
六典』などにその様相が詳述されてゐる。また、『礼記』樂記に「大樂
与天地同和、大禮与天地同節。」とあるのからすれば、「大樂」は
音樂を掌る役所名のほかに、すぐれた音樂を意味する語でもあつたやう
である。また、「小樂」といふ語もあつて、このはうは「大樂」に対し

て、古楽で人数の少い樂を称するものであつたらしい。一方、「大歌」^{ターカ}といふ語があつて、前者は大いに歌ふ、雄大な歌、後者は小さく歌、詩歌の終はりに付して全篇を総括反覆する小詩歌の意といふ（諸橋轍次博士著『大漢和辞典』）。中国音樂に対する知識が浅いため、これ以上のこととは、今遼にはわからない。しかし、ここに結論を言ふことを許されるならば、わが「大歌」はこの「大樂」に対する呼称として成立したと考へるのである。雅樂寮の設置された翌大宝二年（702）正月十五日には、文武天皇の御前で唐樂が演奏されてゐる。文武紀・同年月日の条に、

宴^イ群臣於西閣、奏^ミ五帝太平樂、極^イ歎而罷。

とある。「五帝（イ常）太平樂」は唐樂の曲名である。また、雅樂寮の

構成に、唐樂が他の外國音樂に比べて特に多勢を占めてゐることから見ても、当時、唐樂の日本への滲透度は強大なものであつたと考へられる。さらに、天平七年（735）四月二十六日には、入唐留学生吉備真備が

銅律管の一部などの樂器とともに、『樂書要錄』十卷を持ち帰り（聖武紀）、唐樂の輸入は目ざましいものであつたと言へる。以上のごとき唐

樂伝來の過程途上において、「大樂」「小樂」「大歌」「小歌」の語も齋されたであらうこととは否定できない。そして、唐樂（＝大樂）を始めとする外来樂が器樂であるのに対し、声樂を主とする日本音樂であつたことから、これを「大歌」といふやうになつたと思ふのである。もつとも後世の樂書には、

大樂 人數饒多ニシテ、其音声ノイカメシキヲ云フト聞ユ。（略）小樂

大歌と大歌所

小曲ノコトヲ小樂トイフハ、木師抄ニ、はやき小樂は、一反ばかりづつなどあるべけれども、ことひきなどの上臈にてもなしトアリ、又人数ノ少キ樂ヲ、小樂トイフコトモアリ。（『歌舞品目』五上・奏樂汎称）のやうに解されてゐるが――。

二 「大歌所」の成立

大歌が雅樂、なかんづく唐樂（大樂）に対する名辭だつたとして、次に「大歌所」の成立時期の問題を考へてみたい。それといふのも、語としての「大歌」が成立（？）した時は、これを管掌するのは雅樂寮であつたが、のちに「大歌所」が設置される、この変遷過程がいまだ不明だからである。

『古今和歌集』巻第二十は「大歌所御歌」が収録されてゐて、これがその部立名となつてゐる。冒頭所掲の『打聽』の註解はこれがためのものである。なほまた次のやうにも説かれてゐる。

大歌所トハ内教坊トイフ、神事ニモ節会ニモ舞姫侍リ、コレガ具足ナリ、（略）年中行司云、十一月三日以前、点定五節舞姫、並定^ミ大歌召人等、廿一日大歌所初事同注之大歌小歌發^ハ声舞畢、大歌發歌笛舞姫舞畢、後御歌可^レ返^レ之由、示^ミ内侍^ニ云々（略）。

（『顕昭古今集註』）

大歌所とは、大内の内教坊といふ所にあり、是れを大歌所といひて、女樂并に舞妓等の候する所也、今も其の名はあり、坊の家の別当公卿并次将などなり、此のところにて、舞妓どものうたふべき歌

を、大歌所のうたとてあつめらるるなり、風俗の歌をつかさどるなり、

(八代集抄『古今集』頭註)

かやうに説かれてゐる「大歌所」ではあるが、どうしてできたものか、これらからは伺へない。記録に大歌所が初めて見られるのは、『文徳実録』嘉祥三年(850)十一月六日の条である。

從四位下治部大輔興世朝臣書主卒。(略)能彈^ニ和琴[。]仍為^ニ大歌所別當^ニ常供^ニ奉節会[。]

興世朝臣書主は、新羅人沙良真熊に相従つて新羅琴を伝習、遂に秘道を得て、嵯峨天皇の弘仁七年(816)二月から翌八年正月まで大歌所別当を務めた人である。その書主がここには和琴をよく弾くとある。大歌は琴に合はせて詠ぜられるものであつたらしい。それは『醍醐天皇御記』延喜六年(906)正月九月の条に、

召^ニ多安邑^ニ給^ニ位記[。]仰曰。大歌所琴歌。伝習無^レ人。恐^ニ此事絶[。]故殊授^レ之。宜^ヲ知^ニ此状[。]能令^ヲ伝習無^レ絶[。]

とあることからも察せられる。したがつて、琴の名手書主が大歌所別当に任せられたのもゆゑあることである。さてその大歌所別当とは、『職原抄』下に、

大歌所別當 知^ニ大歌事[。]納言已上補^レ之、上古親王之中又補^レ之とある。資料としてはいさきか後代のものではあるが、弘仁年間のそれと比較してまづ大差ないと認めてよからう。ほかに大歌所の職員は、『西宮記』臨時五によれば、師・和琴歌師・十生・案主などからなつてゐたやうである。

この「大歌所」が、前記『文徳実録』の記事からして、弘仁年間(816)⁸²³に設立されてゐたことは疑ひない。しかし、この時が「大歌所」の開設時だと断定するのは、いささか早計に過ぎる。この時以前にすでにその存在がじゅうぶん推測できるからである。すなはち『万葉集』卷第六(雜歌)に次のごとくある。

冬十二月十二日謡舞所之諸王臣子等集^ニ葛井連広成家^ニ宴謡^ニ二首比來古舞盛興、古歲漸晚。理宜^ヲ共尽^ニ古情[。]同唱^申古謡[。]故擬^ニ此趣^ニ轍[。]獻^ニ古曲^ニ節[。]風流意氣之士儻有^ニ此集之中^ニ、争發^レ念心^ニ和^ニ古體[。]

我屋戸之 梅咲有跡 告遺者 来云似有散去十方吉 (一〇一二)
春去者 平呼理^ル乎呼里 鶯之 鳴吾鳴曾 不息通為 (一〇一二)

題詞の「冬十二月十二日」とは天平八年(736)のそれである。そして「謡舞所」はウタマヒドコロと訓まれてゐる。歌舞所の諸王諸臣子がこの日、葛井連広成の家に集まつて宴をしたといふのである。歌序(?)は、外来樂を受け入れる傾向が強かつたが、やうやく古來のものを顧る機運になつてきてゐるから、風流意氣の士は古曲二節に合はせて歌へ、といふ意である。歌二首はもと古歌があつて、それに手を加へて、ここはたぶん曲に合はせて詠じられたらうといふ。また、歌序・歌ともに広成の作だらうともいふ。遣新羅使を務め、私宅に天皇を迎へ『懷風藻』『經國集』に詩文を載せて、文雅に通じたいはば当時の教養人であつた広成であつてみれば、それは容易になしえたことであつたらう。

さて、この「謡舞所」とはどういふものであつたのか。たぶん、当

時、ウタマヒドコロと言はれてゐたであらう。それならば、前掲のごとく『和名抄』に「雅樂寮宇多未比及豆加佐」とあるから、譯舞所すなはち雅樂寮だと言ひえよう。だが疑問が一つ残る。つまり、令の規定にある「雅樂寮」といふ公称をもつて表記しなかつたのはなぜか。やはりこれは、雅樂寮とは別物を考へてゐたからではあるまいか。どういう形でかは委細不明だが、雅樂寮とは分離した存在をここに考へる必要がある。その用字からして、歌と舞ひを主に管掌してゐたものらしい。外来楽としての雅樂ではなく、和樂——日本古来の歌舞——言ふならば大歌舞オホタマツといったものが扱はれてゐたのではないか。歌序を見ると、「古」字が六つも用ゐられてゐて文飾が目立つ。なかでも「古舞」「古詞」「古曲」「古体」と、歌舞に關する表現を多用して、それが昂揚を期する趣きがある。令によると、雅樂寮で和樂に從事した者が、歌師・歌人・歌女・舞師・舞生・笛師・笛生・笛工と呼ばれてゐる。笛師以下を除き、その大多数が歌と舞に携はる者である。そして、これらの者が寮内でも過半数以上を占める集団を形成し、外来楽の滲透展開につれて、逆に國風伸張の意識に目覚めていつたらうことが想像できる。さういふ氣運の中から「歌舞所」が生成され、これの發展のために激励し發念を促したのが、前記の歌序の意図であり、広成家での宴である。

『続日本記』聖武天皇の天平三年（731）七月二十九日の条には、
定三雅樂寮雜樂生員。云々。

とあつて、雅樂寮の人員の改訂がなされてゐる。いかなる理由によるか、とにかく寮の動向に變化が生じてゐる。しかも外来樂関係者が増員

され、和樂関係者は減少してゐる。それは外来樂の隆盛にともなつてのことかもしれないし、あるいは、「譯舞所」のやうなものの分離がなされたためかもしれない。後者はうかもしないと思ふが、推測の域を出ない。また同紀六年二月の条には、聖武天皇が朱雀門前で歌垣を御覧になつたと伝へる。さらにまた同紀十五年五月三日の条には、聖武天皇が五節舞を作り皇太子（後の孝謙天皇）がみづから舞つたと見える。これら的事実は、当代の樂界に國風發揚の気が生じてゐたことを物語つてゐよう。従つて天平初年に、雅樂寮の中に、あるいは別個に、歌舞所が存在したことは確実であらう。そしてこれは「大歌所」の前身と見てさしつかへなからう。

元正紀・養老三年（719）六月十九日の条に、

令三神祇官宮主・（略）雅樂寮諸師・（略）始把ヒラフ焉。

とおり、また、聖武紀・神龜五年（728）正月十七日の条に、

（略）仍宴三五位已上及高齋德等。賜三大射及雅樂寮之樂。

とある。従つて、前引大宝元年紀以来この神龜五年紀に至るまでの記録で見るかぎり、雅樂寮以外の他の存在は考へられない。そして天平三年の雅樂寮の人員改訂あたりを契機に、「大歌所」の前身としての「譯舞所」が独立したと考へられる。なほ、雅樂寮以前はどうであつたか。
『日本書紀』神武天皇即位前紀・戊午の年八月二日の条に、來日歌の伝承をしるしたあとに、

是謂三來日歌。今樂府奏三此歌者、猶有三手量大小及音声巨細。此古之遺式也。

とある。また、持統紀・元年正月の条に、天武天皇の葬送の儀を伝へて、

(略) 膳部采女等發哀、樂官奏_レ樂。

とある。この「樂府」「樂官」は、雅樂寮の異称あるいはその前身とみることができよう。しかし、中国の樂界の知識を持つ紀編者の神武朝・持統朝といふ歴史を考へての文飾上の表現だつたかもしれない。

それでは「大歌所」の成立はいつであつたのか。折口信夫先生は奈良末期にはあつたとされたことがある(『万葉びとの生活』・全集9)。また林屋辰三郎氏は異説を立てられ(『中世芸能史の研究』)、これも首肯される点が多い。林屋説の要旨は、歌舞所が雅樂寮の異称だらうといふことは、それが事実ならば令の規定にその管轄の関係がするしてあるはずだが、それがないといふこと、また、東洋的樂舞と日本的歌舞といふものは当初から深い不均衡の状態にあつたものであるから、これは日本音樂部の独立を目的として、雅樂寮とは別に宮中に臨時に設けたものだ、といふものである。また、歌舞所が大歌所の前身だといふことは認められ、桓武天皇・天応元年の記事から考へて、この時にはすでに大歌所として成立してゐたものであらう、としてをられる。私見によれば、「大歌所」の成立時期は、今日残つてゐる史料からはこれを明確に年月日まで提示することはできない。しかし上限を天平八年(736)または九年、下限を天応元年(781)として考へてよからうと思ふ。

天応元年紀には「雅樂寮樂及大歌」とあつた。さらに平城天皇・大同三年十一月甲午の条には、

奏_ニ雜舞并大歌五節舞等。

とあり、また、嵯峨天皇・弘仁元年十一月乙卯の条には、

奏_ニ雅樂并大歌。

とあり(以上『日本後記』)、なほまた、『三代実録』清和天皇・貞觀十六年(874)十一月十九日の条には、

大歌五節舞如_ニ常儀。

とある。あるいは『儀式』四・践祚大嘗祭儀には、悠紀・主基両国司の率ゐる歌人・歌女が風俗樂を奏したあと、

次奏_ニ大歌並五節舞、(略) 次治部雅樂率_ニ工人_ニ奏_ニ立歌。

ともある。これは大嘗祭にかぎらず新嘗祭にも同様にあり、『延喜式』『北山抄』『江家次第』等にも類同の記事がある。かういふ大歌が他と対比して言はれることは、天応元年以前にはなかつたことである。特に雅樂との対比の場合、神龜五年と天平三年と天応元年との表現はその内容の実質に大きな差があるやうである。これらの記事に『万葉集』所載の「歌舞所」の天平八年のそれを合はせ考へてみると、ここに「大歌所」成立の謎を解く鍵がありさうである。結局「大歌」といふ語の由来をも考へ合はせてみて、天平九年以降、恐らく天平十年代には「大歌所」は成立してゐたと推測するのである。

それであつても、前掲の大同四年の太政官符、あるいは弘仁十年以降のそれにも、大歌所関係の者をいふにもなほ雅樂ないしは雅樂寮といふ名称を用ゐてゐる。それは、大歌所が公式の官司としては、独立してしかも常設されてゐるものではなかつたからではあるまいか。『延喜式』

十八、式部に、

凡被召_ニ大歌所_ニ之輩、起_レ自三十月廿一日、至于正月十六日、一向直_レ所、若无_レ故不_レ上者、五位已上不_レ預_ニ節会、六位已下奪_ニ季祿_ニ、散位雜色等、責以_ニ違勅。

とある。平安時代から室町時代にかけての年中行事に「大歌所始」とい

ふのがあつて、毎年十月二十一日から翌年正月十六日までがその期間に当つてゐる。この時がいふならば大歌所の活動期ではなかつたかと思はれる。さういふ在り方は、恐らく設立当初からのもので、従つて、実体が存在しつつ正史に名称・構成等が記録されることが遅れる、ないしはないといふことになつたのではあるまいか。

結

「大歌」は「大樂」に対する呼称であり、これを管掌する「大歌所」は天平十年代に成立したであらうことを考察してきた。仮にこの推論が認められるならば、まづ『万葉集』の成立論が別様に考へられて来よう。また、雅楽寮の衰退につれて現はれてくるものに、ほかに樂所・内教坊がある。簡単に言つて、樂所は雅樂を、内教坊は女舞を、そして大歌所は大歌をそれぞれに扱つてゐたやうである。これらの変遷の様相を通して、いはゆる大歌史が明確になるであらう。そして、通説に「大歌」と並称する「小歌」なる語が登場するのは、この大歌所と内教坊との対立が強く意識されるやうになつて以後と考へられる。それらについてはまた後日を期することとする。

大歌と大歌所

（付記）

小論の要旨は和歌文学会の昭和四十七年一月例会（一月二十二日、於本学）で、「大歌所の成立」と題して口頭發表した。席上、多くの先生方から貴重な御教示をいたくことができた。ここに一言しるして謝意を表する次第である。

また、小考の淵源は昭和三十八年十二月に國學院大學大学院に提出した修士論文「古代歌謡史論」の一部に發する。その時に主査として御指導いただいた高崎正秀先生にはことしの歌御会始の儀に召人として選ばれなされるといふお喜びごとがあつた。ここにいささかのゆかりある拙論を纏めて学恩に深謝しつつ慶賀の意を表する次第である。